

商 法

【平成23年】

○譲渡制限株式の譲渡

- ・みなし承認（145条）

○株主名簿の名義書換え（130条）

- ・名義書換の不当拒絶（最判 S41.7.28・百13）

○株主総会決議取消しの訴え（831条）

- ・会社の承認を経ていない譲渡制限株式の譲渡の効力
- ・みなし承認
- ・名義書換えの不当拒絶

○取締役会の決議

- ・「特別の利害関係を有する取締役」（369条2項）
- ・特別利害関係取締役が審議に参加して意見を述べることの可否
- ・取締役の一部に対する招集通知を欠いた取締役会の決議の効力（最判 S44.12.2・百62）

【平成24年】

○「重要な財産の譲受け」

- ・「重要な財産の譲受け」の判断基準
- ・取締役会の承認を受けていない「重要な財産の譲受け」の効力（最判 S40.9.22・百61）

○利益相反取引（356条1項2号）

- ・直接取引の成否
- ・取締役会の承認を受けていない直接取引の効力（最大判 S43.12.25・百56：絶対的無効）

○売買契約における目的物の品質の契約不適合を理由とする債務不履行解除（民法564条、民法541条）

- ・会社の行為の商行為性（最判 H20.2.22・H20重判9）
- ・商人間の売買契約における検査・通知義務（商法526条）

○手形金支払請求

- ・「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」の意味（手形法17条）

【平成25年】

○株主総会

- ・取締役の説明義務（314条）

○株主総会決議の取消しの訴え（831条）

- ・特別利害関係株主の議決権行使（831条1項3号）

○取締役の対会社責任（423条1項）

- ・交換対価の不当性を理由とする取締役の善管注意義務違反の成否
- ・会社の「損害」の有無

○取締役の対第三者責任（429条1項）

- ・交換対価の不当性を理由とする取締役の善管注意義務違反の成否

○株式交換差止の訴え（784条の2第1項）

- ・交換対価の不当性と差止事由

○株式交換における反対株主の株式買取請求（785 条）

○株式交換無効の訴え（828 条 1 項 11 号）

- ・交換対価の不当性を理由とする無効原因
- ・承認決議に取消事由があることを理由とする無効原因
- ・承認決議に取消事由があることを無効原因として主張する場合における 831 条 1 項柱書の期間制限

○会計帳簿閲覧請求（433 条 2 項 2 号）

- ・実質的競争関係を理由とする 3 号拒否事由
 - >「実質的な競争関係にある」には、現に競争関係にある場合のみならず、近い将来競争関係に立つ可能性がある場合も含まれるか（東京地判 H19.9.20・H19 重判 3）
 - >「実質的な競争関係にある事業を営む」者と請求者とが一体性を有する場合（東京地判 H19.9.20・H19 重判 3）
 - >主観的意図の要否（最決 H21.1.15・百 74）

【平成 26 年】

○取締役会

- ・瑕疵ある取締役会決議の効力（最判 H28.1.22・百 A17）

○利益相反取引（356 条 1 項 2 号、3 号）

- ・直接取引の成否
- ・間接取引の成否
- ・「重要な事項」の開示
- ・取締役会の承認を受けていない間接取引の効力（最大判 S43.12.25・百 56）

○新株発行に関するルール

- ・有利発行の判断基準（最判 S50.4.8、東京高判 S48.7.27・百 95）

○新株発行無効の訴え（828 条 1 項 2 号）

- ・公開会社において株主総会の特別決議を欠いた新株発行の効力（最判 S46.7.16・百 22）

【平成 27 年】

○取締役の対第三者責任（429 条 1 項）

- ・法令遵守義務（355 条）における「法令」には会社を名宛人とする法令も含まれるか（最判 H12.7.7・百 47）
- ・取締役の監視義務
- ・監視義務違反と損害との間の相当因果関係
- ・間接損害を被った株主も「第三者」に含まれるか

○事業譲渡（467 条 1 項 1 号、2 号）

- ・譲受会社が譲渡会社の名称を続用する場合における 22 条 1 項の類推適用（最判 H20.6.10・百 A40）
- ・「譲渡会社の事業によって生じた債務」の意味

【平成28年】

○株式の準共有

- ・準共有株主が会社の組織に関する訴えを提起する場合にも 106 条が適用されるか（最判 H2.12.4・百9：株主総会決議の取消しの訴え）
- ・106条但書の法意（最判 H27.2.19・百11）
- ・権利行使者の指定・通知がない場合における準共有株主に対する通知の方法（126条4項）

○吸収合併の効力発生の前と後における争い方

- ・株主総会決議の取消しの訴え（831条）
- ・株式交換差止の訴え（784条の2第1項）
- ・株式交換無効の訴え（828条1項7号）

○他人の手形振出

- ・手形署名の代行による手形行為の効力
- ・手形偽造における被偽造者の責任（最判 S43.12.24・百13）

【平成29年】

○債務の株式化（デッド・エクイティ・スワップ）の手續

- ・出資履行債務と金銭債権の相殺（会社側からの相殺）の可否

○見せ金による仮装払込み

- ・見せ金による「払込みの仮装」の判断方法（最判 S38.12.6・百8）
- ・仮装払込みに関する引受人・取締役の責任（213条の2、3）
- ・払込みが仮装された株式に係る権利行使の可否（209条2項、3項）
- ・払込みが仮装された株式の効力

【平成30年】

○株主提案権

- ・株主の議題提案権（303条）
- ・株主の議案要領通知請求権（305条）
- ・株主提案権における議決権保有要件の判断基準時（権利行使時説）

○利益相反取引（356条1項3号）

- ・間接取引の成否

○取締役の対会社責任（423条1項）

- ・任務懈怠の推定（423条3項各号）
 - >監査等委員会設置会社における例外（423条4項）の適用の有無
 - >利益相反取引における取締役の「任務」の内容（公正な取引条件説）
- ・利益相反取引における免責事由の証明による免責の可否（428条1項）
- ・定款に基づく責任限定契約（427条）による責任の限定の可否

【令和1年】

○譲渡制限株式

- ・吸収分割による譲渡制限株式の譲渡にも定款による譲渡制限が適用されるか

○準共有株式

- ・株主総会の定足数要件の分母には 106 条の要件を満たさない準共有株式も含まれるか
- 株主名簿の名義書換え（130 条）
 - ・名義書換の拒絶の正当性
- 株主総会決議の取消しの訴え（831 条）
- 取締役会
 - ・決議事項として予定されていなかった事項について決議することの可否
 - ・取締役解任を目的とする臨時株主総会の開催を内容とする議案について解任対象取締役は特別利害関係取締役に当たるか（代表取締役の解釈議案に関する最判 S44.3.28・百 63 の射程）
 - ・取締役の一部に対する招集通知を欠いた取締役会の決議の効力（最判 S44.12.2・百 62）

【令和 2 年】

- 譲渡制限株式を譲渡する場合の手続（136 条以下）
 - ・一人会社における取締役会の承認の要否（最判 H5.3.30・百 18）
- 自己株式取得（155 条）
 - ・特定の株主との合意により自己株式を有償取得する場合の手続規制
 - >売主追加請求の通知（160 条 2 項）
 - >「特定の株主」による議決権行使の禁止（160 条 4 項）
- 利益相反取引（356 条 1 項 2 号）
 - ・直接取引の成否
 - ・任務懈怠の推定（423 条 3 項各号）
 - ・利益相反取引における取締役の「任務」の内容（公正な取引条件説）
- 取締役の対会社責任（423 条 1 項）
 - ・親会社取締役の子会社に対する監視監督義務（福岡高判 H24.4.13・百 51）
- 多重代表訴訟（847 条の 3）
 - ・訴訟要件
 - ・責任の免除（847 条の 3 第 10 項）
- 重要な子会社の株式を譲渡する場合の手続（467 条 1 項 2 号の 2）

【令和 3 年】

- 株主総会
 - ・取締役会と並んで株主総会でも代表取締役を選定できる旨の定款の定め有効性（最決 H29.2.21・百 41）
- 代表取締役
 - ・適法な代表取締役の選定手続の有無
 - ・代表取締役に関する不実登記の効果（908 条 2 項）
 - >「善意」の意義（不実登記の信託の要否）
 - ・表見代表取締役（354 条）
- 取締役の報酬規制
 - ・取締役の退職慰労金も「報酬等」として取締役の報酬規制に服するか（最判 S39.12.11・百 59）
 - ・退職慰労金に関する内規が存在する場合において具体的な退職慰労金が発生するための条件（最判 H22.3.16・H22 重判 3）

- ・退職慰労金の不当利得返還請求が信義則違反・権利濫用と評価される場合（最判 H21.12.18・百 A18）

【令和4年】

○利益供与

- ・相手方の返還義務（120条3項）
- ・利益供与に関与した取締役の責任（120条4項）

○取締役の対会社責任（423条1項）

○監査役の兼任禁止（335条2項）

- ・監査役が取締役に就任した場合には監査役の地位を辞任したものとみなされると解する判例（最判 H 元.9.19）

○株主代表訴訟（847条）

- ・監査役設置会社において株主代表訴訟を提起する際の提訴請求の相手方（386条2項1号）
- ・監査役の兼任禁止規定の趣旨に抵触する監査役権利義務者に対する提訴請求の適法性

【令和5年】

○株主提案権

- ・株主の議案要領通知請求権（305条）

○議決権の代理行使（310条）

- ・議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款規定の有効性（最判 S43.11.1・百 29）
- ・議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款規定の適用範囲（最判 S51.12.24）

○株主総会決議の取消しの訴え（831条）

○新株発行に関するルール

- ・不公正発行の判断基準（主要目的ルール、東京高決 H16.8.4・百 96）
- ・有利発行の判断基準（最判 S50.4.8、東京高判 S48.7.27・百 95）

○新株発行無効の訴え（828条1項2号）

- ・公開会社における不公正発行の効力（最判 H6.7.14・百 100）
- ・公開会社において株主総会の特別決議を欠いた有利発行の効力（最判 S46.7.16・百 22）
- ・募集事項の通知・公告を欠いた新株発行の効力（最判 H9.1.28・百 24）

【令和6年】

○財源規制違反の自己株式取得

- ・自己株式取得の効力
- ・462条1項の責任
- ・423条1項の責任
 - >監査役の会計監査義務の内容（最判 R3.7.19・R3 重判 7）

○特別支配株主の株式等売渡請求

- ・売買価格決定の申立て（179条の8）
- ・差止請求（179条の7）
 - >株式売渡対価の不当性
 - >少数株主の締め出し目的（東京地判 H22.9.6、札幌地判 R3.6.11）

【令和7年】

○取締役会決議

- ・代表取締役は自己の解職議案について「特別の利害関係を有する取締役」（369条2項）に当たるか（最判 S44.3.28・百 63）
- ・特別利害関係取締役が審議に参加して意見を述べることの可否
- ・取締役会の招集通知に議題を記載することの要否
- ・取締役会決議の定足数・多数決要件

○取締役の報酬規制

- ・各取締役の報酬額の決定を取締役に一任することの可否（最判 S60.3.26）
- ・具体的に定められた取締役の報酬額を会社が一方的に減額することの可否（最判 H4.12.18・百 A23、東京地判 H2.4.20）

○株主総会

- ・株主名簿上の住所と実際の住所が異なる場合における招集通知の発送先（126条1項）
- ・代表取締役がある株主による株主総会への出席を阻止するために、当該株主について株主名簿上の住所に招集通知を発した場合における招集手続の瑕疵の有無

○新株発行無効の訴え（828条1項2号）

- ・公開会社において支配株主の異動を伴う募集株式の発行等を行う場合の特則（216条の2）
- ・206条の2第4項の株主総会の招集手続に瑕疵がある場合における支配株主の異動を伴う募集株式の発行等の効力